

○近江八幡市建設工事請負契約に係る入札予定価格等の事後公表に関する要領

平成27年4月1日

告示第60号

改正 平成31年3月7日告示第50号

令和元年7月1日告示第52号

令和5年4月1日告示第24号

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札の公正な競争及び適正な見積価格での契約を確保するため、近江八幡市が発注する建設工事を入札に付して契約を締結しようとする場合において、入札に係る予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格（以下「入札予定価格等」という。）について、近江八幡市建設工事請負契約に係る最低制限価格等の事前公表に関する要綱（平成22年近江八幡市告示第270号。以下「事前公表要綱」という。）第2条の規定にかかわらず、入札執行後の公表（以下「事後公表」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(平31告示50・一部改正)

(対象)

第2条 入札予定価格等の事後公表の対象は、設計金額130万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上の建設工事とする。ただし、近江八幡市建設工事契約審査会が認めた場合は、この限りでない。

(平31告示50・一部改正)

(最低制限価格の算出方法等)

第3条 最低制限価格は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の7から10分の9までの範囲内で市長が定める値を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項各号に掲げる額が明確に区分できないもの又は市長が特別に定めるものについての最低制限価格は、前項の規定にかかわらず予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定めるものとする。

3 前2項の規定により算出して得た最低制限価格の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(平31告示50・令元告示52・令5告示24・一部改正)

(入札回数)

第4条 予定価格の事後公表を行う建設工事の入札の回数は、3回までとする。

(最低制限価格を下回る入札)

第5条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を失格とする。

(平31告示50・一部改正)

(工事内訳書の提出)

第6条 入札参加者は、当該工事等に係る工事内訳書を提出しなければならない。

(最低制限価格等の事後公表)

第7条 入札執行者は、落札決定後速やかに当該入札に係る入札予定価格等を公表するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平31告示50・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(近江八幡市建設工事請負契約に係る最低制限価格等の事後公表の施行に関する要領の廃止)

2 近江八幡市建設工事請負契約に係る最低制限価格等の事後公表の試行に関する要

領（平成23年近江八幡市告示第185号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要領の施行の日の前日までに廃止前の近江八幡市建設工事請負契約に係る入札予定価格等の事後公表の試行に関する要領により行われた建設工事に係る入札指名通知又は公告については、なお従前の例による。

付 則（平成31年告示第50号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日の前日までに改正前の近江八幡市建設工事請負契約に係る入札予定価格等の事後公表の試行に関する要領により行われた建設工事に係る入札指名通知又は公告については、なお従前の例による。

付 則（令和元年告示第52号）

（施行期日）

- 1 この要領は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日の前日までに改正前の近江八幡市建設工事請負契約に係る入札予定価格等の事後公表に関する要領により行われた建設工事に係る入札指名通知又は公告については、なお従前の例による。

付 則（令和5年告示24号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日の前日までに改正前の近江八幡市建設工事請負契約に係る入札予定価格等の事後公表に関する要領により行われた建設工事に係る入札指名通知又は公告については、なお従前の例による。